

技能労務職員等の給与の見直しに向けた取組方針

美 郷 町
平成 2 0 年 3 月

1. 現 状

(1)職種ごとの人数、平均年齢、平均給与等及び民間従業員データ

(単位:歳、人、円)

区 分	公 務 員				民 間			A/B
	職員数	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額 A	民間の類似 職種	平均年齢	平均給与月額 B	
美郷町	44	48.8	293,173	309,127	-	-	-	-
用務員	33	48.8	290,412	306,718	用務員	53.9	227,200	1.35
運転手	3	43.0	273,600	293,467	運転手	53.2	234,700	1.25
電話交換手	1	54.0	336,400	339,500	-	-	-	-
その他	7	50.3	308,400	322,857	-	-	-	-
秋田県	-	48.0	335,815	378,901	-	-	-	-
国	-	48.8	287,094	-	-	-	-	-

「平均給与月額」とは、平成19年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。

(2)年齢別職員数

区 分	20	20	24	28	32	36	40	44	48	52	56	60
	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳
	未	23	27	31	35	39	43	47	51	55	59	以上
	満	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	以上
全 体	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
用務員			1	1	1	3	3	7	6	13	9	
運転手				1				1		1		
電話交換手										1		
その他								2		4	1	

(3)その他給与に関する事項

ア 給料表

行政職給料表(二)適用

イ 技能労務職員に係る特殊勤務手当

手当名称	支給要件	支給単位
特殊勤務手当	感染症の患者若しくは感染症にかかっている疑いのある者の救護作業又は感染症の病原体に汚染されたもの若しくは汚染された疑いのある者の処理作業に従事したとき。 家畜伝染病の病原体を有する家畜又は病原体を有する疑いのある家畜に対する防疫作業に従事したとき。	1日につき300円 1日4時間未満150円

ウ 昇格基準

毎年1月1日に前1年間における勤務成績に応じ、4号給(55歳を超える場合は2号給)を標準として昇給する。

2. 基本的な考え方

美郷町集中改革プランでは、従来から技能労務職員が担ってきた分野の事務事業を中心に民間委託の推進を検討し、行政サービスのコストパフォーマンスの向上に努めるとしている。こうした観点から、技能労務職員については退職者非補充としており、現在、新規の採用は行なっていない。

給与面に関しては、国、県、近隣市町村の動向を注視し、適宜改正等の判断をしていく。

3. 具体的な取組内容

公共施設の管理については、その設置目的や運営状況を踏まえ、指定管理者制度への移行等で対応している。

また、特殊な技術や経験等が必要とされない分野については、臨時的任用職員へ切り替えるなど、コストの抑制に努めている。

4. その他

技能労務職は基本的に退職者不補充であるため、民間委託や臨時的任用職員の登用を行なっており、今後も可能な業務に関して推進していく。